

# 平成29年度 事業系ごみ受入基準表

## 「医療業」

「病院」「診療所」「衛生検査所」「介護老人保健施設」  
 「助産所」「動物の診療施設」  
 「国又は地方公共団体の試験研究機関」「大学及びその附属研究機関等」  
 「学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、  
 考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所」

川島町環境センター

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
<b>受入できる廃棄物</b>							
○				13. 紙くず		新聞紙 雑誌・雑紙 シュレッダーした紙 ダンボール 紙パック 紙製容器包装	建設業 パルプ製造業 紙製造業 紙加工品製造業 新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業
○				14. 木くず		木製机 木製イス 木製テーブル 剪定枝  (木製パレットは全業種とも搬入不可)	建設業 物品賃貸業 製材業 木製品製造業 パルプ製造業 家具製造業
○				15. 繊維くず		作業服 制服 (天然繊維くずのみで、 合成繊維製は廃プラスチック扱い)	建設業 製糸業 紡績業
○				16. 動植物性残さ	飲食料品卸売業等の流通段階、一般飲食店等の消費段階から出る ・売れ残り ・調理くず ・食べ残し等 (食品リサイクル法を優先)	野菜くず 麺くず ハムくず パンくず 魚の骨 動物の内臓等  (従業員等の食べ残しは全業種が一般廃棄物扱い)	食料品製造業 飲料・飼料製造業 医薬品製造業 香料製造業

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
○				16. 動植物性残さ	従業員等の食べ残し。	野菜くず 麺くず ハムくず パンくず	
○				18. 動物のふん尿		ペットショップの犬、猫等のふん尿	畜産農業 畜産類似業
○				19. 動物の死体		ペットショップの犬の死体 ペットショップの猫の死体	畜産農業 畜産類似業
		○少量指定		6. 廃プラスチック類	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の廃プラスチック類（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）	【1日1kg未満】 プラスチック製容器包装 プラスチック製バケツ プラスチック製ホース等	
					従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の弁当容器などの廃プラスチック類	【1日1kg未満】 プラスチック製弁当容器 レジ袋 菓子袋等	
		○少量指定		8. 金属くず	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の乾電池等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）（廃油等の付着しているものを除く）	【1日1kg未満】 乾電池 飲料用アルミ缶 飲料用スチール缶 缶詰缶 菓子缶 塗料缶 スプレー缶 カートリッジ式ガスボンベ 一斗缶 小型家電	
					従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料缶等	【1日1kg未満】 金属製飲料缶等	
		○少量指定		9. ガラスくず、陶磁器くず	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の蛍光灯等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず	【1日1kg未満】 板ガラス 陶磁器くず 蛍光灯	
					従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料びん等	【1日1kg未満】 飲料びん等	

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				

## 受入できない廃棄物

				13. 紙くず	特別管理一般廃棄物に指定された感染性一般廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれがあるもの） (H29.3 環境省感染性廃棄物処理マニュアル参照)	結核患者等が使用した「紙おむつ」	病院 診療所 介護老人保健施設 動物の診療施設 助産所 大学及びその付属研究機関等
			○	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	焼却灰等	全業種
			○	2. 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等	洗車場汚泥等	全業種
			○	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等	食用油 ラード 鉱物油 エンジンオイル等	全業種
			○	4. 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	酸性廃液等	全業種
			○	5. 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液	アルカリ性廃液等	全業種
			○	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物  【1日1kg未満の廃プラスチック類（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の弁当容器などの廃プラスチック類を除く】	廃タイヤ ビニール袋 PPバンド プラスチック製容器包装 発泡スチロール ペットボトル等	全業種

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
			○	7. ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		全業種
			○	8. 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等  【1日1kg未満の乾電池等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の飲料缶等を除く】	金属くず	全業種
			○	9. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等  【1日1kg未満の蛍光灯等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の飲料びん等を除く】	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず等	全業種
			○	11. がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	コンクリート破片 アスファルト破片等	全業種